

# いなみ山の会 会則

(名称)

第1条 この会は、「いなみ山の会」という。

(目的)

第2条 会の活動を通じて、健康の増進や会員相互の親睦を図るとともに、安全で楽しい登山をすることを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 月例山行、会員山行、土曜山行の実施
- (2) 納山会、会員交流山行など親睦のための行事の実施
- (3) 安全登山のための登山の知識や技術の向上
- (4) 総会、世話人会、例会の開催
- (5) 会報の発行、ホームページの開設
- (6) その他必要な活動

(会員)

第4条 会員は、この会の目的に賛同し入会した人とする。

2 会に特に功績があったと総会で承認された人は、名誉会員になることができる。

(入会)

第5条 会に入会しようとする人は、入会申込書に会費と入会金を添えて申し込むものとする。

(退会)

第6条 会を退会しようとする人は、会長に申し出るものとする。

(組織)

第7条 会に次の世話人を置く。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 会長（代表世話人）   | 1名    |
| (2) 副会長（副代表世話人） | 若干名   |
| (3) 会計（会計世話人）   | 2名    |
| (4) 世話人（担当世話人）  | 必要な人数 |

(世話人の職務)

第8条 世話人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があったときは代行する。
- (3) 会計は、会の会計事務にあたる。
- (4) 世話人は、会の運営等に関する様々な役割を分担して担当する。

(任期)

第9条 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会の運営)

第10条 会は、全員参加型の運営を旨とする。会長・副会長を含めていずれの世話人も特別な権限はもたず、話し合いを通じて会のあり方を決めるという民主的な運営に努める。

(会議)

第11条 会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 世話人会
- (3) 例会  
(総会)

第12条 総会は、年に1回開催するものとし、必要があるときに臨時総会を開催する。

2 総会は、会の運営に関する重要事項について協議し、方針を決定する。  
(世話人会)

第13条 世話人会は、必要があるときに開催する。

2 世話人会は、協議事項の案づくりなどの作業を行う。  
(例会)

第14条 例会は、月に1回開催する。

2 例会は、会員の意見や要望が反映できるように様々な事項について協議し、情報の共有を図る場とする。  
(議決)

第15条 総会の議決は、原則として満場一致を図るよう努めるが、多数決が必要な時は、出席者の過半数で決する。

(会費)

第16条 会費は、年4,000円とする。年度途中で入会する人は、月割りで350円とする。なお、支払われた会費は、年度途中の退会の場合も返還しない。

2 名誉会員の会費は、無料とする。  
(入会金)

第17条 入会金は500円とし、入会時に納める。

(会計年度)

第18条 会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(安全な登山)

第19条 会員は、それぞれが自分の責任で安全な登山を心がけるものとする。

(責任の所在)

第20条 登山は危険を伴う行為であり、会員の自己責任において山行に参加するものとする。

2 山行中に生じた不測の事態に対して、会は原則的に責任を負わないものとする。

(保険の加入)

第21条 保険の加入は強制ではないが、遭難や交通事故の発生に備え、各自の責任をもって保険に加入するものとする。

(遭難対策)

第22条 遭難対策は、別途規程を設け対応する。

(補則)

第23条 会則の他に会の運営について必要な事項は別に定めるとともに、協議すべき事項が発生した場合は、その都度、皆で話し合って決める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 旧の会則は、平成28年3月31日で廃止する。
- 3 令和4年7月6日 一部改正（第5条の入会規定改正）
- 4 令和7年3月19日 一部改正（第4条、第16条の名誉会員に関する改正及び第18条の会計年度の改正）

# 「いなみ山の会」山行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会員の事故を防止し、安全で楽しい登山を実現するために、会員が守らなければならない基準を定めたものである。

(山行の定義)

第2条 山行の名称及び定義は、次のように定める。

- (1) 月例山行 原則月1回、世話人会で計画実施される山行
- (2) 会員山行 会員からの提案型で実施される山行(会員2人以上の参加)
- (3) 土曜山行 毎週土曜日に事前申し込み不要の自由型で実施される山行
- (4) 個人山行 会員単独または会員に広く参加を募集しない山行
- (5) 納山会 忘年会を兼ねて、世話人会で計画実施される山行
- (6) 会員交流山行 会員の交流を主目的に、世話人会で計画実施される山行

2 月例山行、納山会及び会員交流山行は、多くの会員の参加のもとに実施する会の優先実施山行とする。

3 月例山行は、交通安全確保の観点から、原則として自家用車以外の交通手段により実施するものとする。

第3条 山行に際して会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員山行は、事前に山行計画を会員に提示し、募集を行うこと。
- (2) 参加者は、山行計画書を家族に提示し、内容を説明しておくこと。
- (3) 入山に際しては、現地警察署等に山行計画書を提出すること。
- (4) 下山後は、速やかに一斉メール等で連絡すること。
- (5) 山行の中止または変更する場合は、一斉メール等で連絡すること。
- (6) 行動中に発生した不測の事故は、会長に連絡すること。
- (7) 山行を行う場合は、自らの意思で参加し、山行の役割を果たすこと。
- (8) 会員が会の装備を借用する場合は、所定の手続きを経ること。使用後は、速やかに返却すること。

(リーダーシップとメンバーシップ)

第4条 リーダーは、安全対策について十分留意して山行を実施すること。

2 リーダーは、山行中の最終決断者であることを自覚し、危険を回避し事故を防止するため、的確な判断が下せるよう努めること。

3 メンバーは、いかなる山行でも安全管理は参加者個人の義務であることを自覚すること。

4 メンバーは、リーダーをサポートし、パーティの安全に努めること。

5 パーティの互いの友情や和を乱さないよう、リーダーを中心に協調すること。

6 意見は述べても良いが、決断はリーダーに委ね、それに従うこと。

(山行報告)

第5条 山行記録員となった者は、山行報告書にコースタイム記録を添えて提出すること。ただし、近傍の山等については、山行報告書の提出を省略することができる。

2 山行報告は、山行後最初の例会で発表すること。

3 行動については、リーダーが山行後の反省会をもとに総括し報告すること。な

お、問題とされる点があれば、例会の場において議論すること。

(認められない山行)

第6条 次の山行は、安全登山の見地から原則として認めない。

- (1) 単独による岩登り山行
- (2) 単独による沢登り山行
- (3) 単独による積雪期山行
- (4) 無届山行

2 前項の規定に違反した場合の会員の事故については、原則として会は責任を負わない。

(遭難事故等の定義)

第7条 遭難事故とは、転落、滑落、落石、落雷、道迷い、寒気、風雪、雪崩等で遭難状態になること。

2 遭難の発生時点とは、次のように定める。

- (1) 遭難対策本部が遭難と判断し、警察署、消防団、その他の公的機関に捜索依頼した時
- (2) 家族が前号と同様公的機関に捜索依頼した時
- (3) 家族がいなみ山の会に捜索依頼をした時  
(自宅待機)

第8条 下山予定時刻を4時間以上過ぎても下山の報告がない場合は、事故発生の可能性が高いため、会長は各自自宅待機の連絡を行うこと。

(遭難対策本部)

第9条 下山予定時刻の翌日12時を過ぎても連絡がない場合は、遭難事故発生の確率が高いため遭難対策本部を設置し、集合可能な世話人は遭難対策本部に集合すること。

2 下山予定時刻の翌々日8時を過ぎても連絡がない場合は、遭難事故発生とみなし、参加家族の同意により現地警察署等に救助要請を行う。

(車両の運行)

第10条 山行に自家用車を使用する場合の使用料は、別に定める。

- 2 運転者、助手に十分な配慮をし、運転は適宜交代し、安全運転に努めること。
- 3 交通事故等の補償は、車に掛けてある保険の範囲で処理し、それ以外に請求しないこと。
- 4 交通事故等に伴う車の所有者の負担額(免責費用分、保険料アップ分、修理代など)は、会で対応する。
- 5 交通違反反則金は、運転者の負担とする。
- 6 故障及び災害が発生した場合は、同行者間で協議し共同して解決に努力すること。

7 山行にバス等を利用する場合の費用は、参加者全員で按分すること。

(リーダー料)

第11条 山行の参加者は、リーダーに対して参加者1人1日あたり100円を支払うこと。ただし、前夜出発や翌朝帰着など登山を実施しない日は含まないものとする。

(キャンセル料)

第12条 山行参加申し込み後、山行実施日の前日以降(前日及び当日)にキャン

セルをした場合は、理由の如何を問わず、1,000 円のキャンセル料を支払うこと（キャンセル料は、当日の会計で清算する）。

2 キャンセル料の対象となる山行は、月例山行、納山会及び会員交流山行とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日 一部改正（第10条第1項車両の運行規定改正）
- 3 平成20年4月1日 一部改正（第2条山行の定義規定改正及び第12条下見料新設）
- 4 平成28年4月1日 一部改正（会則の全部改正に伴う改正）
- 5 平成28年7月1日 一部改正（キャンセル料の設定に伴う改正）
- 6 平成30年4月1日 一部改正（留守本部の廃止に伴う改正）
- 7 令和2年4月1日 一部改正（リーダー料の見直しに伴う改正）

# いなみ山の会遭難対策本部運用規程

(趣旨)

第1条 いなみ山の会会則第22条の規定に基づき、遭難が発生した場合に、速やかな搜索救援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

(開始時期)

第2条 いなみ山の会山行規程第9条第1項に定める時刻を過ぎても連絡がない場合は、搜索救助活動を開始する。

(遭難対策本部の設置)

第3条 遭難が発生した場合、事故者または家族の要請に基づき、いなみ山の会は直ちに会長を本部長とする遭難対策本部を設置し、必要に応じて救助隊の出動を要請する。

(組織)

第4条 遭難対策本部の組織は、会長を本部長とする次の役割を置く。

(1) 記録 遭難搜索活動の全てを記録し、事故経過報告書を作成

(2) 会計 遭難搜索活動に伴う全ての金銭の収支を管理

(3) 報道 情報を管理し、新聞等のマスメディアに対応

(4) 連絡 正確な情報を家族や会員等に連絡

(5) 渉外 警察署、消防署、役所等对外機関に対する交渉

(6) 搜索 山行計画書または登山届を基に、搜索手順を検討し実行

2 必要な場合は、遭難対策本部を現地に移して搜索救援活動を行うことができる。この場合には、本部と密接に連携した留守対策本部を地元を設置するものとする。

(報告)

第5条 搜索救援活動終了後、事故の詳細を事故報告書として纏め、関係部署等に配布する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、搜索活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成28年4月1日 一部改正 (会則の全部改正に伴う改正)

## いなみ山の会車両運行規程

(趣旨)

第1条 いなみ山の会山行規程第10条第1項の規定に基づき、山行に個人所有の自家用車を利用する場合の費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 山行に自家用車を使用する場合の使用料は、走行距離1,000km以下はキロあたり20円を掛けて得た金額とする。

2 走行距離が1,000kmを超える場合は、1,000km以下の部分はキロあたり20円、1,000km超の部分はキロあたり10円を掛けて得た金額の合計額とする。

3 雪山山行で冬用タイヤを装着した自家用車を利用する場合は、一人あたりの参加費に200円を加算する。

第3条 ガソリン代、通行料・駐車料金等は実費とし、参加人数で除した金額を支払うこと。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、車両運行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成19年4月1日 一部改正（第2条使用料を3段階に改正）

3 平成20年4月1日 一部改正（第2条使用料をキロ当たり25円に改正）

4 平成21年4月1日 一部改正（第2条使用料を2段階に改正）

5 令和6年4月1日 一部改正（第2条使用料に冬用タイヤに関する項目を追加）

# いなみ山の会山行補助規程

## (目的)

第1条 会の優先実施山行について、山行経費が高額となる場合の参加者の負担軽減を図ることにより、会の目的である安全で楽しい登山を推進するものとする。

## (補助対象山行)

第2条 補助対象山行は、月例山行、会員交流山行及び納山会とする。

## (月例山行の補助対象経費)

第3条 月例山行の補助対象経費及び補助対象外経費は、別表のとおりとする。

2 別表にない経費が発生する場合は、総会や例会において協議のうえ補助の有無を決定する。

## (補助金額)

第4条 月例山行の補助金額は、1山行あたり 20,000 円とする。ただし、マイクロバス等の交通機関利用の山行に限る。

2 会員交流山行及び納山会の補助金額は、それぞれ 20,000 円とする。

## (その他)

第5条 その他、この規程に定めのない事項は、総会や例会において協議のうえ決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正 (補助限度額の見直しに伴う改正)
- 3 令和 7 年 3 月 19 日 一部改正 (補助限度額の見直しに伴う改正)

## 別表

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・マイクロバス、ジャンボタクシー、レンタカー、鉄道、船舶等の交通機関利用に伴う経費</li><li>・高速料金、駐車料金、ガソリン代、運転手謝礼、自家用車使用料など交通機関利用に付随する経費</li><li>・リーダー料 (山行規程第 11 条に規定するコピー代相当)</li><li>・入山料 (必要な場合)</li><li>・食糧費 (てんぷら山行、そうめん流し山行など、山行目的に組み込まれた食材等に限る)</li><li>・その他、直接山行に関係のある経費</li></ul>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・温泉入浴代</li><li>・観光経費 (入園料、入館料等)</li><li>・飲食経費 (原則、対象外)</li><li>・その他、直接山行と関係のない経費</li></ul>

## 会長退任功労報償（内規）

（目的）

第1条 この内規は、「いなみ山の会」の会長退任時の功労報償（以下「報償」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（報償の支給）

第2条 会長が退任したときは、在任期間に応じた報償を支給する。

（報償の額）

第3条 退任功労報償の額は、1期（2年間）につき4,000円とする。

2 1期に満たない期間は切り捨てるものとする。

（報償の支給方法）

第4条 報償は、総会において、商品券等により支給する。

附 則

この内規は、平成26年4月2日から施行する。

## いなみ山の会 慶弔規定

（趣旨）

第1条 この規程は、会員に対する慶弔に関して、必要な事項を定めるものとする。

（慶弔の種類）

第2条 山の会が行う慶弔は、次のとおりとする。

（1） 会則第3条に掲げる活動に参加中の事故等により死亡したときは、弔電及び香料10,000円を贈る。

（2） 前号の事由以外の原因により死亡したときは、弔電を贈る。

（補則）

第3条 この規程に定めるもののほか、慶弔に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。